

西宮市ネーミングライツ導入に関する基準

1 趣旨

この基準は、西宮市広告掲載要綱に基づき、民間事業者等に市が所有する施設の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を付与することに関し、必要な事項について定めるものです。

2 ネーミングライツの概要

(1) 定義

① ネーミングライツ

市が所有する施設の名称に、企業の社名やブランド名などを冠した愛称を付与する権利。

② ネーミングライツ・パートナー

ネーミングライツを取得した民間事業者等のこと。

③ ネーミングライツ料

ネーミングライツ・パートナーが、市が保有する施設の名称に、愛称として企業の社名やブランド名などを付与する代わりに、市に対して支払う対価のこと。

(2) 導入の目的

市が所有する施設を有効活用することで、安定的な財源を確保することにより、持続可能な施設の運営と市民サービスの向上を図ることを目的とします。

3 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きとして、(1)施設特定型(市が選定した施設についてネーミングライツ・パートナーの募集を行う場合)と、(2)提案型(団体等の提案を募集する場合)があります。

(1) 施設特定型

① 導入施設、募集条件の決定

② ネーミングライツ・パートナーの募集（必要に応じて現地説明会の実施）

③ 選定委員会の開催

④ ネーミングライツ・パートナー、愛称の決定

⑤ 協定の締結

⑥ 施設表示等の変更

⑦ 愛称の使用開始

(2) 提案型

① 団体等から提案の募集

② 選定委員会の開催（※提案に対する採用の可否の決定）

- ③ ネーミングライツ・パートナー、愛称の決定
- ④ 協定の締結
- ⑤ 施設表示等の変更
- ⑥ 愛称の使用開始

※ 提案型の場合で、市が施設を選定し、あらかじめネーミングライツ・パートナー募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合等は、検討の結果、手続きの途中で施設特定型の手続きに転換することがあります。

4 対象施設

市が設置している公の施設であればネーミングライツの導入が可能です。導入にあたっては、個々の施設の性格、設置目的や利用状況等を勘案し、可否を決定します。

なお、市役所・支所などの庁舎、学校等のほか、施設の性格上、ネーミングライツの導入が適当でないと市が判断するものは対象から除外します。

5 ネーミングライツ料の設定

利用者数や運営経費、メディアへの露出状況や他の地方公共団体の類似施設の算定状況等を考慮し、施設特定型においては、施設ごとに目安となる金額を設定します。なお、ネーミングライツ料は毎年度、支払われるものとします。

6 看板等の設置及び表示変更

ネーミングライツに係る看板等の設置及び表示変更は、市が公共的な目的で掲出するものとみなし、西宮市屋外広告物条例第16条第1項第2号に基づく公共広告物等とします。

7 費用負担

名称変更に伴う表示変更等の費用負担については、次の表のとおりとします。

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
看板等表示の変更、新規看板等の設置・維持管理等 ※1		○ } ※2
契約期間終了後の原状回復		○ }
市作成のパンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更 ※3	○	(○)
提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用		○

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。なお、看板等の大きさやデザイン等については、西宮市屋外広告物条例の許可基準及び西宮市都市景観条例で定める基準に適合するものとします。

※2 ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※3 印刷物については、新規作成時や改訂時に変更する等、可能な範囲で対応します。ただ

し、既存パンフレットへのシール貼り等で費用を要する場合、その費用はネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

8 指定管理者制度導入施設における費用負担

指定管理者制度導入施設において、ネーミングライツの導入に伴い追加的に発生する費用のうち、印刷費など、市が指定管理者と協議のうえ必要と認めたものについては、市が負担することとします。

9 期間

原則として3年以上とします。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

10 愛称

(1) 使用できる愛称

愛称は、親しみやすさや呼びやすさなど、市民や施設利用者等からの理解が得られるものとし、西宮市広告掲載要綱第2条第1項に該当するものは除くこととします。

(2) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、使用期間内は、やむを得ない場合を除き、愛称の変更はできません。

(3) 正式名称との関係

ネーミングライツにより命名するものは施設等の愛称であり、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例上の施設等名称(正式名称)は変更しません。

(4) その他

各施設に愛称を付与するにあたり、個別に条件が設けられる場合があります。この場合、募集要項等により条件を明記します。

11 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集の実施

施設特定型の募集は、原則として公募とすることとし、募集に必要な事項を整理した上、市のホームページや市政ニュース、報道機関への情報提供等により、幅広く周知します。

なお、指定管理者が管理・運営を行う施設を募集する場合には、事前に当該指定管理者へ情報提供を行うこととします。

(2) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する者は対象外とします。

- ① 西宮市広告掲載基準第4条に定める規制業種又は事業者
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

- ③ 西宮市の指名停止処分を受けている者
 - ④ 国税又は地方税を滞納している者
 - ⑤ 指定管理者制度を導入している施設にあたっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する事業者等(ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。)
- (3) 募集期間
原則として、募集開始から終了まで1ヶ月以上確保します。
- (4) 応募がなかった場合
募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集期間の延長や、募集条件を見直したうえでの再募集や随時募集、又は募集の中止を検討します。

12 ネーミングライツ・パートナーの選定

(1) 選定委員会の設置

市は、関係職員から構成される選定委員会を設置し、ネーミングライツ・パートナーの選定を行います。この選定委員会は施設の所管局ごとに設置するものとし、構成員は、対象施設を所管する局等の長、理事、総括室長、所管部長(室長)、参与、総括課長などにより組織することを基本とします。また、事務局については、対象施設を所管する課等に置くこととし、選定委員会ごとに設置要綱を定めることとします。

(2) 選定方法

選定委員会において、応募資格、経営状況、ネーミングライツ料、使用期間、愛称等を総合的に審査し、候補者及び順位(○位まで)を選定します。ただし、審査の結果、候補者(※)を選定しない場合もあります。

また、応募者が1者のみの場合も、選定委員会において、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかについて、審査を行います。

なお、選定結果は、すべての応募者に文書で通知します。

- ※ 応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ、市が最も有利な条件で契約を締結できるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者をいいます。

13 団体等の提案に対する回答

提案型の募集における団体等からの提案に対し、不採用または施設特定型への転換とする場合、応募を確認した日から原則4か月以内に理由を付して通知します。

14 協議、協定の締結、公表

選定委員会で選定した候補者と協議を行い、協議が整えば、ネーミングライツ・パートナーとして、協定を締結します。協議には一定の期間を設けることとし、その期間内に協議が整わなかった場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位者を候補者として協議を行うこととします。

協議が整い、協定を締結した後、市は、すみやかにネーミングライツ・パートナー、愛称、

ネーミングライツ料、期間等を市ホームページ、市政ニュース等で公表します。

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。

なお、契約期間満了に伴い、市がネーミングライツ・パートナーを改めて募集する際には、現契約者であるネーミングライツ・パートナーを優先交渉権者とします。その交渉において、契約期間満了の6か月前までに契約更新の合意に至った場合には、公募しないことがあります。ただし、優先的に交渉することにより、施設の運営や指定管理の公募手続き等に支障が生じると市が判断する場合はこの限りではありません。

15 協定の解除

協定を締結した後に、ネーミングライツ・パートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は協定を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。また、既に支払われたネーミングライツ料は、返還しないものとします。

16 施設の運営を含めた包括的な公民連携手法を採用して実施する事業(以下、「PFI事業等」という)におけるネーミングライツ

(1) 導入

ネーミングライツ導入について、PFI事業等における自主事業として市が実施を認める場合、事業者は当基準を参考として手続きを進めるものとします。

(2) 市への確認等

導入方法や募集条件等の決定時、パートナーの選定時、協定の締結時の各段階においては、事業者は市に対して、必ず事前確認を行い、承認を得た上で進めるものとします。

17 適用時期

この基準は、平成26年3月1日から実施します。

(令和6年4月1日 一部改正)

(令和6年11月1日 一部改正)